

国立都市計画中三丁目地区地区計画（平成12年1月24日決定）

名 称		中三丁目地区地区計画
位 置		国立市中三丁目地内
面 積		約13.5ha
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	都市基盤が整備された地区において、低中層住宅地区及び学園地区の環境を維持保全し、大学通り沿道の都市景観に配慮したまちづくりを形成することを目的とする。
	土地利用の方針	低中層住宅地区及び学園地区の住環境と教育環境を維持保全し、周辺の住宅地と調和した緑豊かでゆとりあるまちづくりを進める。
	地区施設の整備方針	現状の道路等の機能を維持し、快適な街並みの形成を図る。
	建築物等の整備方針	良好な住宅地区及び学園地区への誘導を図るため、建築物等の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。

地区整備計画	地区の区分	名 称	低層住宅地区1	低層住宅地区2	中層住宅地区	学園地区	
		位 置	国立市中三丁目地内	国立市中三丁目地内	国立市中三丁目地内	国立市中三丁目地内	
		面 積	約1. 1ha	約0. 5ha	約2. 7ha	約9. 2ha	
	建築物等に関する事項	建築物等の敷地面積の最低限度	100 m ²				
		建築物等の高さの最高限度	—	10m	20m ただし、第一種低層住居専用地域は除く。		
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁等の色彩は、周辺環境に配慮した色調とする。				
		垣又はさくの構造の制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、道路から高さ1m以上の部分については生け垣とする。 ただし、擁壁は除く。	—			
	土地利用の制限	敷地面積 1, 000 m ² を超える敷地に建築物を建築するときは、良好な居住環境を確保するために必要な樹木を保全する。					

※本資料は計画概要を示したものであり、決定図書ではありません。

計画図

